

## 創業（創業支援特例）

### ▶ 特例措置 ～ 「創業」の金利から 0.4%優遇

#### ご利用いただける方

「創業」をご利用いただける方で、次のいずれかを満たす方

- （1）産業競争力強化法第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けていること。
- （2）商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より認定特定創業支援事業に準ずる支援（※）を受け、その証明を受けていること。

#### 必要書類

「創業」の必要書類のほか、創業支援に関する証明書

※ 直近1年以内に4回以上、1か月以上の継続的な期間実施される創業支援であって、経営、財務、人材育成、販路開拓の全ての知識が身につくものをいいます。